自治基本条例 検証シート

◆基礎情報

制度の名称/ 自治基本条例の条	法令遵守及び公益通報(第35条)	1 甜当部课名	総務局総務管理室 総務課コンプライアンス推進担当
制度の目的 (誰に/何を/どうする)	職員の不祥事の発生を防止し、広く市政に対する市民の信頼を確保すること。		
関係条例等	関係条例等 明石市法令遵守の推進等に関する条例第2章(職員倫理原則等)、第3章(内部公益通報)		
判在Am的中心 (十二)20年度以及Am的专司共)			

制度の取組状況 (主にH30年度以降の取組を記載)

法令遵守について

「コンプライアンス施策体系」に基づく未然防止のための取組として、(1)職員研修の実施、(2)法的根拠に基づく業務執行、(3)リスクの把握・対応策の検討、そして(4)各部署への情報提供という4つの項目について、別紙「制度の取組状況説明資料」記載のとおり実施している。

公益通報について

職員等が公益のために通報する窓口として公益監察員2名を置き、行政運営上の違法な行為等に関する通報を受け付け、調査等を実施し、報告を受けている。詳細は、別紙「制度の取組状況説明資料」記載のとおり。

取組の成果/効果	取組の課題/制度に対する考え方
公益通報について、H29年度通報案件では、緊急対策検討チームにより、	円滑な市政運用には市民からの信頼が不可欠である。市民からの信頼獲得に資するよう、今後も法令遵守及び公益通報の制度を整備・運用していく。

検証(1)制度が社会情勢に適合しているか

制度に関連した社会情勢	左記の社会情勢の現状と制度が適合しているか	自己検証	横断的検証	市民検証
地方公共団体の不祥事は絶えず発生して おり、市民からの信頼性を高めることが重要 視される。	信用失墜となる不祥事は未然に防止されなければならず、そのためには職員のコンプライアンス意識の徹底が必要であり、コンプライアンスの推進に取り組んでいる。 また、公益監察員という通報受付・調査対応を行う外部窓口を設け、通報しやすい環境を整備することで、業務の法令遵守を確保している。	\bigcirc	\bigcirc	

検証(2)本市にふさわしい制度か

	自己検証	横断的検証	市民検証
法令遵守及び公益通報制度の運用により組織の自浄作用が向上し、公正で透明性の高い組織文化が育まれることで、市の社会的責任が果たされ、ひいては持続可能な社会の形成に寄与する。	\circ	\circ	

検証(3)制度が条例の基本原則に適合しているか

	市政運営の基本原則	市政運営の基本原則に基づいて、制度が運用されたか (右記「自己検証」で「―」を選択した場合は記載不要)	自己検証	横断的検証	市民検証
1	参画と協働に基づくこと	【補足】法令遵守や内部公益通報の制度は市の組織や職員を対象とする内部的取組であって、参画と協働の原則には馴染まない。			
2	公正で透明であること	法令遵守や公益通報の制度はまさに公正で透明性の高い組織形成を目的とするものである。	\bigcirc	\bigcirc	
3	効果的で効率的であること	リスク評価では、各部署から約400件のリスク・対応策の検討がなされ、その中で発生可能性や影響度の高いものについて 庁内通信により紹介し、全庁的なリスク管理に繋げている。	\bigcirc	\circ	
4	施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	職員研修や庁内通信による各部署への情報提供を計画的・ 定期的に行っている。また、アンケートを実施し随時内容を見 直している。	\bigcirc	\bigcirc	

1#100746-1A=T /-b-1-1A=T A=±\	
▶ 横断的検証(庁内検証会議)コメント	

前回の市民検証報告書の意見に対する各年度の取組状況

	コンプライアンス制度			
平成29年度 検証報告書の内容		平成30年度以降の市の考え方や取り組み・対応状況		
1	コンプライアンス違反の問題は、法令遵守のみならず、倫理原則など、外部との様々な関わりの中で出てくることであるが、そこでは作為によるものと不作為によるものがある。市では、職員の倫理原則を示したコンプライアンス行動指針を定めているが、この指針に沿って適切な行動を取るとともに、5項目の行動指針の一つである「市民への説明」については、これまでの事例を踏まえながら、市民の理解を得られるよう、丁寧に取り組む必要がある。	市民への説明責任をはじめとしたコンプライアンス行動指針については、職員研修等を通じて全職員に周知を図っている。また庁内通信では、令和3年度に全11回にかけて情報公開制度について紹介したほか、令和4年度には"誤った情報の提供・不十分な説明による市民の不信感"について採り上げ、次号では市民相談室総合案内係にインタビューを実施し、"接遇の向上で意思疎通の齟齬を防止する"という内容で市民への説明責任について紹介を行った。引き続き、一層の周知に取り組んでいく。		
2	職員研修はコストの問題もあるかと思うが、職員のパソコンを活用した研修等、工夫した取り組みを検討願いたい。	パソコンソフト等を用いた研修の実施については、令和2年度から各自のパソコンで行う自主学習に取り組んでいる。 併せて、庁内通信によりコンプライアンスに係る情報を発信する等、今後もコンプライアンス意識の醸成に努めていく考えである。		
3	市は基礎自治体として、行政全体の中で最前線の役割を 担っているので、市が県・国などとの協議の上、市民に対 して説明していくことは必要である。	コンプライアンス行動指針における市民への説明責任では、「市民に周知するべき情報は、各種媒体を利用し、幅広く、積極的に提供する」と情報公開の推進について定めている。コンプライアンス行動指針について職員研修や庁内通信等を通じ、今後も引き続き職員への周知に取り組んでいく。		
4				